

## 公益社団法人日本都市計画学会関西支部 謝金に関する規程

2014年2月14日制定

2016年4月14日最終改正

### (目的)

第1条 この支部・規程は、公益社団法人日本都市計画学会関西支部（以下「本支部」という。）規程第18条第2項に基づき、本支部の依頼を受けた者に支払う謝金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (謝金の種類)

第2条 謝金には、講師謝金及びパネリスト等謝金、原稿料謝金があり、原則別表の謝金額を上限として支給することができる。

2 特に必要がある場合は、上限額を上回って支給することができる。

3 講演会及び学会誌座談会等の会場への出張のために旅費が発生する場合、会員への支払いは別途定める旅費に関する支部・規程によるものとし、非会員への支払いは実費精算とする。

### (規程の改正)

第3条 この支部・規程は、幹事会の議決により改正案を作成し、理事会の承認を経て改正することができる。

### 附 則

この規程は、2014年2月14日から施行する。

### 附 則

この支部・規程は、2016年4月14日から施行する。(2016年4月14日 理事会議決)

### 別表 謝金の上限額（税引き後の手取額）

講師謝金 (1回につき)		パネリスト等謝金 (1回につき)		原稿料謝金 (A4サイズ1頁につき)	
会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員
10,000円	20,000円	5,000円	10,000円	2,500円	5,000円